

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第九十三条第五項の監査報告書及び同条第九項の監査報告書の記載方法は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（署名等）</p> <p>第六条 会計監査人の監査報告書には、次項に規定する場合を除き、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印しなければならない。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った当該監査法人の社員も署名押印しなければならない。</p> <p>2 法第九十三条第八項において準用する法第八十五条第三項の規定により監査報告書の作成に代えて電磁的記録（法第五条第三項の電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成をする場合においては、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された事項について電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）（第一条第一項の電子署名をいう。以下同じ。））を行わなければならない。</p> <p>この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、作成の</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第九十三条第三項の監査報告書及び同条第六項の監査報告書の記載方法は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（署名等）</p> <p>第六条 会計監査人の監査報告書には、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印しなければならない。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った当該監査法人の社員も署名押印しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

職務を行った社員の氏名をも記録し、当該社員も電子署名を行わなければならない。

(競業取引等についての監査に関する記載)

第八条 監査報告書に取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実を記載する場合において、次に掲げる事項につき取締役の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にしなければならない。

一～四 (略)

2 (略)

(署名等)

第九条 監査役の監査報告書には、次項に規定する場合を除き、監査役が署名押印しなければならない。

2| 法第九十三条第十一項及び第九十七条第六項において準用する法第八十五条第三項の規定により監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、監査役は、当該電磁的記録に記録された事項について、電子署名を行わなければならない。

(競業取引等についての監査に関する記載)

第八条 法第九十三条第七項又は法第九十七条第四項の規定により監査報告書に法第九十三条第七項第五号に掲げる事項を記載する場合において、次に掲げる事項につき取締役の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にしなければならない。

一～四 (略)

2 (略)

(署名等)

第九条 監査役の監査報告書には、監査役が署名押印しなければならない。

(新設)